

【事例1】X線撮影を医師、歯科医師または診療放射線技師以外が実施している場合

○指導事項:X線撮影等の放射線診療は、医師、歯科医師または診療放射線技師以外が実施することは出来ません、直ちに止めること。

○根拠法令:診療放射線技師法第2条 定義、診療放射線技師法第24条 禁止行為

診療放射線技師法第24条の2 画像診断装置を用いた検査等の業務、

診療放射線技師法第26条 業務上の制限、診療放射線技師法第31条 罰則

診療放射線技師法施行規則第15条の2 法第24条の2 第二号の厚生労働省令で定める行為

診療放射線技師法施行規則第15条の3 法第26条第2項第二号の厚生労働省令で定める検査

<関係法令>

診療放射線技師法第2条 定義

1 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波または粒子線をいう。

- 一 アルファ線及びベータ線
- 二 ガンマ線
- 三 100万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
- 四 X線
- 五 その他政令で定める電磁波または粒子線

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師または歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射(撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。)をすることを業とする者をいう。

診療放射線技師法第24条 禁止行為

医師、歯科医師または診療放射線技師でなければ、第2条第2項に規定する業をしてはならない。

診療放射線技師法第24条の2 画像診断装置を用いた検査等の業務

診療放射線技師は、第2条第2項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。

- 一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うこと。
- 二 第2条第2項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)を行うこと。

診療放射線技師法第26条 業務上の制限

1 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射をしてはならない。

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するX線を照射するとき。

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部X線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。)その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するX線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するX線を照射するとき(前号に掲げる場合を除く。)。

四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるものを用いた検査を行うとき。

診療放射線技師法第31条 罰則

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。

- 1 診療放射線技師法第24条の規定に違反した者
- 2 虚偽または不正の事実に基づいて免許を受けた者

診療放射線技師法施行規則第15条の2 法第24条の2第二号の厚生労働省令で定める行為

法第24条の2第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

二 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く。)及び造影剤を投与するため当該造影剤注入装置を操作する行為

三 核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為

四 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を吸引する行為

五 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

六 上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為

診療放射線技師法施行規則第15条の3 法第26条第2項第二号の厚生労働省令で定める検査

法第26条第2項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部X線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)及びマンモグラフィー検査とする。

※平成3年2月15日 最高裁判所第一小法廷 刑集 第45巻2号32頁の医師法違反、診療放射線技師及び診療エックス線技師法違反の棄却決定を参考

※保健所よりお願い

- ・X線撮影等の放射線を人体に対して照射する行為については、医師の指示があったとしても、これら(医師、歯科医師または診療放射線技師)の職種以外が実施することは、違法行為となります。
- ・撮影の位置決めや、撮影条件の設定等も撮影行為の一連となりますので、無資格者が実施することは出来ないことになっています。

必ず有資格者が正しい位置決めや適切な撮影条件を設定した後に、有資格者が撮影スイッチを押し、検査等を実施するようにしてください。

・無資格撮影には、厳しい罰則もありますので、無資格でのX線撮影等の行為を行っている場合は、直ちにやめてください。



令和4年2月13日 大分県東部保健所 検査課 診療放射線担当作成